

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
第1条による改正（墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号））

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>簡易改修工事</u> <u>耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。次号において同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。次号において同じ。）を含む。）をいう。</u></p> <p>― <u>耐震改修工事</u> <u>非耐震木造住宅について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成及び完了確認（以下「耐震改修計画の作成等」という。）を含む。）をいう。</u></p> <p>― <u>除却</u> <u>地震に対する地域の安全性の向上を目的として、非耐震木造住宅等（非耐震木造住宅及び非耐震木造住宅に準ずる木造住宅として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除却することをいう。</u></p> <p>― <u>耐震装置設置</u> <u>非耐震木造住宅等の倒壊から居住者の生命等を守ることを目的として、当該非耐震木造住宅等（1階部</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>耐震改修</u> <u>墨田区規則（以下「規則」という。）で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅に対し、地震に対する安全性の向上を目的として耐震改修計画に基づき、簡易改修工事又は耐震改修工事（第4条第1項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）を行うこと（耐震改修計画の作成及び当該計画を作成した者による耐震改修が当該計画どおり行われたかどうかの確認を含む。）をいう。</u></p> <p>― <u>除却</u> <u>規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅を地震に対する地域の安全性の向上を目的として除却すること（第4条第1項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）をいう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>― <u>耐震装置設置</u> <u>規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅の倒壊から居住者の生命を</u></p>

分に限る。)に規則で定める装置を設置すること(当該装置を設置するための床の補強を含む。)をいう。

— 沿道住宅耐震化工事 規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、簡易改修工事又は耐震改修工事を行うことをいう。

— 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化の促進を図る必要があるものとして別表に規定する区域をいう。

### 第3条 削除

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅について簡易改修工事、耐震改修工事若しくは耐震装置設置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する木造住宅の除却を行った場合に、当該簡易改修工事、耐震改修工事、耐震装置設置又は除却(以下「耐震改修等」という。)を行った者に対して交付する。

— 個人

— 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

— 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

守ることを目的として規則で定める装置を設置すること(高齢者等が第4条第1項の助成対象建築物に居住する場合に限る。)をいう。

[新設]

— 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化の促進を図る必要があると区長が認めて指定した区域をいう。

— 高齢者等 65歳以上の者又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者をいう。

(緊急対応地区)

第3条 区長が指定する緊急対応地区は、別表のとおりとする。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅その他区長が特に必要と認める木造住宅(以下「助成対象建築物」という。)の耐震改修、除却又は耐震装置設置(以下「耐震改修等」という。)を行った場合に交付する。ただし、助成対象建築物の所有者でない者が耐震改修等を行う場合にあつては、当該助成対象建築物の所有者の承諾を得るものとする。

— 個人

— 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

— 前2号に掲げるもののほか、区長が必

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、区長が特に必要と認める木造住宅について、耐震改修等を行った場合は、助成金を交付することができる。

3 前2項に規定する木造住宅の所有者でない者が当該木造住宅の耐震改修等を行う場合は、耐震改修等を行うことについて当該木造住宅の所有者の承諾を得たときに限り、助成金を交付することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金は交付しない。

— 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として耐震改修等を行った場合

— 助成金の交付を受けようとする者が住民税（特別区民税及び都民税並びに市町村民税及び道府県民税をいう。）を滞納している場合

（助成対象経費）

第5条 〔略〕

2 次に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

— 法令等に基づき拡幅整備を行うことが定められている道路の拡幅部分上に存する木造住宅において行われる耐震改修等（除却を除く。）のうち、当該拡幅整備を行うことが定められた部分上のものに係る経費

— 他の助成事業により助成される経費と重複する経費

（助成金の額）

第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とし、限度額は規則で定める。

簡易改修工事を行った場合における耐

要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として耐震改修等を行った場合は、助成金の交付対象としない。

〔同左〕

第5条 〔略〕

2 前項の耐震改修等に要した経費のうち、耐震改修計画の作成に要した経費は、区長が別に定めるところにより行った耐震診断の結果に基づく耐震改修計画の作成に係る経費に限る。

〔同左〕

第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とし、限度額は規則で定める。

耐震改修のうち、簡易改修工事に係る

震改修計画の作成等については当該耐震改修計画の作成等に係る助成対象経費の2分の1の額と、耐震改修工事を行った場合における耐震改修計画の作成等については当該耐震改修計画の作成等に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

簡易改修工事（耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。）を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、緊急対応地区内に存する木造住宅の簡易改修工事を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

耐震改修工事（耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。）を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

前2号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。

ア 高齢者等（65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者（愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）をいう。以下同じ。）が居住する木造住宅の簡易改修工事（沿道住宅耐震化工事に限る。）又は耐震改修工事を行った場合

イ 規則で定める福祉住宅改修助成事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行った場合

ウ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて耐震

耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の2分の1の額と、耐震改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

耐震改修のうち簡易改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合は、当該経費の2分の1の額とする。

耐震改修のうち耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

前2号の規定にかかわらず、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合の前2号の助成金の額は、それぞれ助成対象経費の3分の2の額とする。

改修工事を行った場合

第2号及び第3号の規定にかかわらず、沿道住宅耐震化工事（耐震改修計画の作成等を除く。）を行った場合（前号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。

第2号及び第3号の規定にかかわらず、次に掲げる場合（前2号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。

ア 高齢者等が居住する木造住宅の簡易改修工事を行った場合

イ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事を行った場合

除却を行った場合は、当該除却に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

耐震装置設置を行った場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。

（助成対象確認）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該耐震改修等が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。

2 〔略〕

3 第1項の規定による区長の確認を受けた者は、当該耐震改修等の内容を変更しようとするときは、直ちに、規則で定めるところにより、当該変更後の耐震改修等が引き続き助成対象となるかどうかについて、区

前3号の規定にかかわらず、規則で定める福祉住宅改修助成事業に基づく住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。

第2号から第4号までの規定にかかわらず、規則で定める指定道路の沿道の木造住宅において、指定道路への倒壊を防ぐために簡易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。ただし、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合は、当該経費の6分の5の額とする。

第2号から第4号までの規定にかかわらず、規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に基づく住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。

除却を行う場合は、当該除却に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

耐震装置設置を行う場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。

〔同左〕

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該耐震改修等が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。

2 〔略〕

3 第1項の規定により、区長の確認を受けた耐震改修等の内容を変更しようとするときは、直ちに、規則で定めるところにより、当該変更後の耐震改修等が引き続き助成対象となるかどうかについて、区長の変更確

長の確認を受けなければならない。

(助成金の交付決定等)

第9条〔略〕

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- ・〔略〕  
助成金の交付の条件に従わないとき。

2〔略〕

別表 緊急対応地区

区 域
本所三丁目
東駒形二丁目及び三丁目
横川二丁目
向島一丁目から五丁目まで
東向島一丁目から六丁目まで
堤通一丁目及び二丁目
墨田一丁目から五丁目まで
押上一丁目から三丁目まで
京島一丁目から三丁目まで
文花一丁目から三丁目まで
八広一丁目から六丁目まで
立花一丁目から六丁目まで
東墨田一丁目から三丁目まで

認を受けなければならない。

〔同左〕

第9条〔略〕

2 区長は、前項の交付決定に当たり、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

〔同左〕

第10条〔同左〕

- ・〔略〕  
助成金の交付の条件及び区長の指示に従わないとき。

2〔略〕

別表 緊急対応地区

地区名	区 域
緊急対応地区	本所三丁目
	東駒形二丁目及び三丁目
	横川二丁目
	向島一丁目から五丁目まで
	東向島一丁目から六丁目まで
	堤通一丁目及び二丁目
	墨田一丁目から五丁目まで
	押上一丁目から三丁目まで
	京島一丁目から三丁目まで
	文花一丁目から三丁目まで
	八広一丁目から六丁目まで
	立花一丁目から六丁目まで
	東墨田一丁目から三丁目まで

第2条による改正(墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例)

改正案	第1条による改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	〔同左〕 第2条〔同左〕

るところによる。

〔略〕

— 耐震改修工事 耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。以下同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。以下同じ。）を含む。）をいう。

— 除却 地震に対する地域の安全性の向上を目的として、非耐震木造住宅等（非耐震木造住宅及び非耐震木造住宅に準ずる木造住宅として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除却することをいう。

— 耐震装置設置 非耐震木造住宅等の倒壊から居住者の生命等を守ることを目的として、当該非耐震木造住宅等（1階部

〔略〕

— 簡易改修工事 耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。次号において同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。次号において同じ。）を含む。）をいう。

— 耐震改修工事 非耐震木造住宅について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成及び完了確認（以下「耐震改修計画の作成等」という。）を含む。）をいう。

— 〔同左〕

— 〔同左〕

分に限る。)に規則で定める装置を設置すること(当該装置を設置するための床の補強を含む。)をいう。

— 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化の促進を図る必要があると認められる別表に規定する区域をいう。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅について耐震改修工事若しくは耐震装置設置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する木造住宅の除却を行った場合に、当該耐震改修工事、耐震装置設置又は除却(以下「耐震改修等」という。)を行った者に対して交付する。

～ [略]

2～4 [略]

(助成金の額)

第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とし、限度額は規則で定める。

— 沿道住宅耐震化工事 規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、簡易改修工事又は耐震改修工事を行うことをいう。

— [同左]

[同左]

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅について簡易改修工事、耐震改修工事若しくは耐震装置設置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する木造住宅の除却を行った場合に、当該簡易改修工事、耐震改修工事、耐震装置設置又は除却(以下「耐震改修等」という。)を行った者に対して交付する。

～ [略]

2～4 [略]

[同左]

第6条 [同左]

— 簡易改修工事を行った場合における耐震改修計画の作成等については当該耐震改修計画の作成等に係る助成対象経費の2分の1の額と、耐震改修工事を行った場合における耐震改修計画の作成等については当該耐震改修計画の作成等に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

— 簡易改修工事(耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。)を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、緊



— 耐震改修工事を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成金の額は、当該耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

— 前号本文の規定にかかわらず、規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、耐震改修工事（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。次号において同じ。）を行った場合（次号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。

— 第1号本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。

ア 高齢者等（65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者（愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）をいう。）が居住する木造住宅の耐震改修工事を行った場合

イ 規則で定める福祉住宅改修助成事業又は民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて耐震改修工事を行った場合

急対応地区内に存する木造住宅の簡易改修工事を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

— 耐震改修工事（耐震改修計画の作成等を除く。以下この条において同じ。）を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

〔新設〕

— 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。

ア 高齢者等（65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者（愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）をいう。以下同じ。）が居住する木造住宅の簡易改修工事（沿道住宅耐震化工事に限る。）又は耐震改修工事を行った場合

イ 規則で定める福祉住宅改修助成事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行った場合

ウ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修

<p>— 除却を行った場合は、当該除却に係る助成対象経費の2分の1の額とする。</p> <p>— 耐震装置設置を行った場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。</p>	<p><u>支援事業に係る住宅改修と併せて耐震改修工事を行った場合</u></p> <p>— <u>第2号及び第3号の規定にかかわらず、沿道住宅耐震化工事（耐震改修計画の作成等を除く。）を行った場合（前号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。</u></p> <p>— <u>第2号及び第3号の規定にかかわらず、次に掲げる場合（前2号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。</u></p> <p><u>ア 高齢者等が居住する木造住宅の簡易改修工事を行った場合</u></p> <p><u>イ 規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修と併せて簡易改修工事を行った場合</u></p> <p>— 〔同左〕</p> <p>— 〔同左〕</p>
--	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに付則第3項及び第5項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例第4条第1項並びに第6条第4号ア及びウの規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認の申請があった耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった耐震改修等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の日前に助成対象確認の申請があった簡易改修工事については、同条の規定による改正前の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の規定は、なおその効力を有する。

（墨田区コミュニティ住宅条例の一部改正）

- 4 墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条第2項第1号中「第3条」を「第2条第7号」に改める。

5 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第2条第7号」を「第2条第5号」に改める。

付則第4項による改正（墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号））

改 正 案	現 行
<p>（使用申込者の資格）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者は、コミュニティ住宅（規則で定めるコミュニティ住宅に限る。）を一時使用することができる。この場合において、コミュニティ住宅を使用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>現に墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）<u>第2条第7号</u>に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者</p> <p>〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2〔同左〕</p> <p>現に墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）<u>第3条</u>に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者</p> <p>〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p>

付則第5項による改正（墨田区コミュニティ住宅条例）

改 正 案	付則第4項による改正後
<p>（使用申込者の資格）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者は、コミュニティ住宅（規則で定めるコミュニティ住宅に限る。）を一時使用することができる。この場合に</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2〔同左〕</p>

において、コミュニティ住宅を使用することができる期間は、規則で定める。

現に墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第2条第5号に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者

〔略〕

3・4 〔略〕

現に墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第2条第7号に規定する緊急対応地区内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者

〔略〕

3・4 〔略〕